

公 示 日：2025 年 7 月 16 日（水）

調達管理番号：25a00350

国 名：カンボジア

担 当 部 署：地球環境部水資源グループ水資源第一チーム

調 達 件 名：カンボジア国シェムリアップ上水道マスタープラン策定プロジェクト
詳細計画策定調査（水道計画／環境社会配慮）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：水道計画／環境社会配慮
- （2）格 付：3 号
- （3）業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2025 年 9 月上旬から 2025 年 12 月下旬
- （2）業務人月：1.55
- （3）業務日数：準備業務 現地業務 整理業務
6 日 21 日 11 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1 部
- （2）見 積 書 提 出 部 数：1 部
- （3）提 出 期 限：2025 年 7 月 30 日（水）（12 時まで）
- （4）提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 8 月 8 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	水道計画および環境社会配慮に係る各種調査
対象国及び類似地域	カンボジア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

カンボジア国は人口 1,700 万人(2024 年、国連人口基金)、一人当たり GDP2,743 ドル(2024 年、IMF 推計値)の後発開発途上国(LDCs)である。カンボジア政府は「Cambodia Vision 2050」に基づき、2030 年の高所得国への移行、2050 年の高所得国への移行を目標に掲げ、2023 年 8 月にそのための開発戦略を定めた「Pentagon Strategy Phase 1」(2023-2050)を発表した。この中で上水道セクターについては、2030 年までに 100%の普及率を目指すため、水道マスタープランの策定と実行を進めることを明記し、水分野を 5 つの主要優先項目の 1 つに位置付けている。しかし、安全に管理された飲料水へのアクセス率は、2022 年時点で 29.13%にとどまっており、都市部においても 57.50%に過ぎない(WHO/UNICEF、Joint Monitoring Programme)。

シェムリアップ州の州都であるシェムリアップ市は、世界文化遺産であるアンコール遺跡を擁する観光産業を中心とした都市であり、観光セクターが GDP の 12%を占めるカンボジアにとって重要な都市である。シェムリアップ市の人口は約 28 万人(2023 年)であるのに対し、2019 年の外国人観光客数は 220 万人、国内からの観光客数は 205 万人であった。新型コロナウイルスのパンデミックの影響により、観光客数は大きく減少したが、2023 年の観光客数はパンデミック前の水準の 80%程度にまで回復している。また、シェムリアップ州観光開発マスタープラン(2021-2035)によると、2035 年には観光客が約 1,100 万人に増加すると予測されている。

シェムリアップ市の水道事業は、シェムリアップ水道公社(以下、「SRWSA」)が担っている。1991 年のパリ和平協定まで続いた内戦により水道施設は荒廃していたが、JICA の協力により 2000 年に水道整備マスタープランを策定し、2006 年には無償資金協力による地下水を水源とする 8,000m³/日の能力を持つ施設が建設された。さらに、SRWSA は自己資金によって 2013 年に 15,000m³/日まで拡張し、2023 年には円借款によるトンレサップ湖を水源とする 60,000 m³/日の規模の浄水場が運転を開始した。この間、技術協力プロジェクトや北九州市上下水道

局による草の根技術協力によって、能力強化も並行して実施された。SRWSA は、フランス開発庁（AFD）、アジア開発銀行（ADB）の支援による施設も加えて、現在 90,000 m³/日の給水能力を有し、59%となっている水道普及率を向上させるべく、管路の整備を進めている。収支は、パンデミックの影響により 2020～21 年は赤字となったが、それ以外の年は黒字を維持しており、無収水率は 6.8%（2023 年、SRWSA）と低く、水道事業経営は良好である。

シェムリアップ市では上記の観光開発マスタープランに基づいて多くの開発事業が提案されているほか、主要道路の改良、新たな国際空港の開港、SRWSA の給水担当区域の 12 町から 23 町への拡張もあり、SRWSA は 2030 年頃には水需要が供給能力を上回ると予想しているが、今後の水道整備の指針となるマスタープランが存在しない。

以上の背景に基づき、カンボジア政府は開発計画調査型技術協力「シェムリアップ上水道マスタープラン策定プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を要請した。本プロジェクトは、シェムリアップ水道公社の給水区域における水道整備の中長期計画を策定し、水道の普及を促進するものである。

このため、本詳細計画策定調査では、プロジェクトの内容や実施体制を検討するための情報を収集・分析・整理した上で、カンボジア側関係機関とプロジェクトの内容や実施体制を協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、準備・現地・整理業務の全工程は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点に立って、調査分析・検討する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2025 年 9 月上旬～2025 年 11 月上旬）

- ① カンボジア側関係機関との協議及び交渉に向けて、JICA グローバルアジェンダ「19. 持続可能な水資源の確保と水供給」及びクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」、並びにカンボジアの水道分野に対する JICA の協力における本プロジェクトの位置付けを、契約後に JICA から提供する資料等に基づいて理解する。

- ② 要請書、関連報告書等の資料、情報の収集・分析を行い、要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題、ジェンダー平等に関する取り組み状況も確認する。DXに関しては、別途JICAが「水道事業体におけるDX活用促進・デジタルアーキテクチャ作成のための情報収集・確認調査」の中でシェムリアップ水道公社に関する調査を実施中であるため、JICAから情報を提供する。なお、要請書にはF/Sの実施が含まれているが、本格調査にはF/Sを含めずM/P策定のみとする方向でカンボジア側と協議する予定である。
- ③ 現地調査で収集すべき情報を検討し、カンボジア側関係機関（C/P機関等）や他開発パートナー（AFD、ADB等）に対する質問票（案）（英文）を作成する（社会・ジェンダー調査のための訪問先・質問項目を含む）。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ④ JICAによる対処方針（案）および協議議事録（Minutes of Meeting、以下「M/M」という。）（案）（英語）および協力合意文書（Record of Discussions。以下「R/D」という。）（案）（英語）の作成に協力する。
- ⑤ 対処方針会議等に参加する。

（２） 現地業務（2025年11月上旬～2025年11月下旬）

- ① JICAカンボジア事務所等との打合せに参加する。
- ② カンボジア側関係機関や他開発パートナーとの協議及び現地踏査に参加する。協議や現地踏査においては、担当分野の観点から情報収集や見解の提示を行い、論理的な結論が見出せるよう支援する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア）プロジェクトに関係する組織の概要、プロジェクトとの関連性を把握する。
 - (a) シェムリアップ水道公社
 - (b) 工業科学技術革新省（MISTI）
 - (c) シェムリアップ州工業科学技術革新局（DISTI）
 - (d) シェムリアップ州、シェムリアップ水道公社給水区域内（シェムリアップ市、バコン郡、アンコールトム郡、バンテアイスレイ郡、新空港地域）の自治体

- (e) 下水道・排水を所掌するシェムリアップ州公共事業運輸局
 - (f) トンレサップ湖の水質保全、環境保全の担当組織
 - (g) 都市開発、観光開発の担当組織
 - (h) 環境社会配慮の担当組織
 - (i) ジェンダー平等推進の担当組織
- イ) シェムリアップ水道公社の水道事業に関する現状、課題、戦略や計画を把握し、マスタープランの必要性及びマスタープラン策定に際して検討すべき重要なポイントを整理する。現状の把握に際しては、契約後に JICA から提供する「クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」進捗モニタリングシート」を活用するとともに、最新の財務諸表を入手し、JICA がクラスター事業戦略の進捗モニタリングに用いている 25 の指標を可能な限り収集する。
 - ウ) シェムリアップ水道公社の戦略・計画策定の現状、策定能力、計画策定に対応可能な人員等について確認し、本格調査における OJT のあり方を検討する。また、要請内容には人材育成計画の策定が含まれていることから、シェムリアップ水道公社の人材育成に関する問題意識、現在の育成の仕組みと課題、人材育成計画に盛り込むことを考えている内容等について把握する。
 - エ) シェムリアップ州工業科学技術革新局（DISTI）から、シェムリアップ州の水道整備の進捗や計画に関する情報を収集するとともに、シェムリアップ水道公社に対する期待（担当給水区域の拡張、飛び地での水道サービスの請負、他の水道事業者に対する技術支援やバルク給水等の可能性を含む）を確認する。また、シェムリアップ水道公社側からも、シェムリアップ州および近隣他州の水道事業に対して果たすべき役割に関する検討状況をヒアリングする。
 - オ) 水道の拡張に必要な水源に関するシェムリアップ水道公社の想定を確認し、本格調査における水源に関する調査スコープについて検討する。
 - カ) 水道の整備に伴って下水・排水が増加することから、下水道および下水処理の現状、課題、今後の計画について把握する。本格調査のスコープにおける下水・排水の取扱いについて検討する。
 - キ) シェムリアップ水道公社や関係組織による、気候変動対策の取組、

自然・生態系・水源地域保全の取組、人権配慮の取組（接続や料金設定等における貧困層配慮、シェムリアップ水道公社による障がい者雇用の状況やその他の障がい者配慮等）について把握する。

ク）シェムリアップ水道公社における日本企業の技術、製品の活用状況、および水道公社の日本企業への期待について把握する。

ケ）シェムリアップの上水道、下水・排水、都市開発、観光開発、トンレサップ湖の水質汚濁対策等、プロジェクトに関連する分野における他の開発パートナーの動向を把握し、連携の可能性を検討する。

コ）上記ア）～ケ）全てにおけるジェンダー視点に立った情報収集と分析を行う。加えて、支援対象国・地域の社会や組織、当該分野におけるジェンダーに関連する情報（社会規範・慣習、法制度や組織の方針・規則、男女で異なるニーズや課題等）の収集と分析を行う。なお、同情報を収集する際は、「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【水資源】」（和文：

https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_04_water.pdf、英文：

https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_04_water_eng.pdf）を

参照する。さらに、JICA から配付資料として、「ジェンダーに係る詳細計画策定調査での調査項目案」を提供する。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況（例えば、実施機関職員や管理職の男女別割合や人材育成における女性参加率など）や取組の可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取組を反映させる。具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

- ① 社会・ジェンダー分析を行う。
- ② 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- ③ ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討・設定する。
- ④ ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

- サ) コ) の分析により把握したジェンダー課題に対応する活動（案）、活動のためのインプット（案）、活動の進捗を測る指標（案）の提案を行う。
 - シ) 本格調査において必要となる現地再委託について検討し、業務実施単価に関する情報を収集する。
 - ④ 国際協力機構「環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）に基づき、以下の調査を行う。調査結果の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2025 年 3 月）」（契約締結後に JICA より貸与する）の記載振りを参照する。
 - ア) 環境アセスメント制度、住民移転・用地取得に係る法制度概要の調査。
 - イ) 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく、本格調査における環境社会配慮調査の TOR 案の作成（TOR 案には、戦略的環境アセスメント（SEA）レベルの内容を含める。JICA は、本 TOR 案をカンボジア側と合意する R/D 案に添付する）。
 - ⑤ 調査結果に基づき、担当分野に係る本事業の協力枠組み（案）の作成に協力する。他団員と共に、プロジェクトの対象地域、実施体制、成果、活動内容等の案を検討する。また、他団員及びカンボジア側関係者とともに、③ サ) にて提案した活動、インプット、指標を協力枠組（案）に組み込むことを検討する。
 - ⑥ 担当分野に係る本格調査での現地再委託の調査内容を検討し、同業務の概算費用を提案する。
 - ⑦ 担当分野に係る M/M 案、R/D 案の作成に協力する。
 - ⑧ 担当分野に係る現地調査結果を JICA カンボジア事務所等に報告する。
- (3) 整理業務（2025 年 12 月上旬～2025 年 12 月下旬）
- ① 事業事前評価表（案）作成に協力する。
 - ② 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書

2025 年 12 月 26 日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>
↓

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 11 月 9 日～11 月 29 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者から約 1 週間遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

- イ) 水道事業運営（地方自治体）
- ウ) 水道計画／環境社会配慮（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA カンボジア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空 港 送 迎：あり
- イ) 宿 舎 手 配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通 訳 備 上：なし。ただし、住民へのインタビュー等、必要な場合は、英語⇄クメール語の通訳をカンボジア事務所にて備上することを検討します。
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。ただし、JICA 団員不在時は、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ水資源第一チームから配付しますので、gegwt@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- ・ 要請書
- ・ SRWSA 作成のプレゼン資料（既往の拡張プロジェクトの概要、主要業績指標の推移、水需要予測、拡張計画、マスタープランの必要性に関する説明を含む）
- ・ ジェンダーに係る詳細計画策定調査での調査項目案

- ② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- ・ 「カンボディア国シェムリアップ市上水道整備計画調査最終報告書要約」（2000 年 6 月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000001502.html>
- ・ 「カンボジア王国 シェムリアップ上水道整備計画基本設計調査報告書」（2003 年 11 月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000160667.html>
- ・ 「カンボジア国 シェムリアップ上水道拡張整備事業準備調査報告書」

(2009 年 4 月)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000248087.html>

- ・「カンボジア国シェムリアップ上水道拡張整備事業準備調査 最終報告書 1 和文要約」(2011 年 1 月)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255757.html>

- ・「カンボジア国シェムリアップ上水道拡張整備事業準備調査 最終報告書 2 和文要約」(2011 年 8 月)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000257367.html>

- ・「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き 水資源」

https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_04_water.pdf

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範

困等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上